

# 島根県喀痰吸引等研修用機器貸出要領

## (目的)

第1条 この要領は、介護職員等が喀痰吸引等を行うために必要な研修のための機器（以下「研修用機器」という。）の貸出について、必要な事項を定めるものとする。

## (研修用機器)

第2条 研修用機器は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 吸引シミュレータ 一式
- 二 経管栄養シミュレータ 一式
- 三 経管栄養シミュレータ器具セット 一式
- 四 吸引器
- 五 パルスオキシメーター

## (貸出期間)

第3条 研修用機器の貸出期間は、原則として7日以内とする。ただし、あらかじめ島根県健康福祉部高齢者福祉課長（以下、「高齢者福祉課長」という。）の承認を得た場合には、上記の期間を超えて使用することができるものとする。

## (貸出手続)

第4条 研修用機器の貸出を希望する者は、貸出を受けようとする日の原則1ヶ月前までに、島根県健康福祉部高齢者福祉課（以下、「高齢者福祉課」という。）へ電話により貸出希望日を連絡した上で、電子メール又はファクシミリにより島根県喀痰吸引等研修用機器貸出申請書（様式第1号）を提出する。

- 2 高齢者福祉課は前条の申請内容を審査し、貸付の可否を決定する。
- 3 貸出を希望する者は、貸出希望日に高齢者福祉課へ直接来庁の上、借り受ける。配達による貸出希望は受け付けない。

## (機器の管理)

第5条 前条により貸出を受けた者（以下「借受者」という。）は、当該研修用機器を常に良好な状態で管理し、使用するものとする。

- 2 借受者は、借り受けた研修用機器を処分又は目的以外に使用してはならない。
- 3 借受者は、借り受けた研修用機器を転貸又は譲渡してはならない。
- 4 借受者の責めに帰すべき事由により、破損、汚損又は紛失した場合は、借受者の負担においてこれを補償又は修理の上、返却するものとする。

## (承認内容の変更)

第6条 借受者が、承認内容を変更しようとするときは、あらかじめ高齢者福祉課に電話により連絡した上で、電子メール又はファクシミリにより島根県喀痰吸引等研修用機器貸出変更申請書（様式第2号）を提出する。

### (返却手続)

- 第7条 借受者は、返却予定日に、借り受けた研修用機器を高齢者福祉課へ直接来庁の上、返却する。配達による返却は受け付けない。
- 2 借受者は、返却するときは、島根県喀痰吸引等研修用機器返却確認書（様式第3号）を持参し、高齢者福祉課員による点検・確認を受ける。
  - 3 破損・紛失等があった場合には、借受者は、島根県喀痰吸引等研修用機器返却確認書（様式第3号）の「破損等報告」欄に記入し、破損等の経緯、状況等を明らかにするものとする。

### (返還)

- 第8条 高齢者福祉課長は、特に必要と認めるときは、第3条の規定にかかわらず、借受者に対し、研修用機器を返還させることができるものとする。

### 附 則

この要領は、平成28年11月9日から施行する。